地方公務員法等の一部を改正する法律案の概要

自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずる。

Ⅰ　自律的労使関係制度の措置に伴う改正

１　協約締結権の付与に伴う人事委員会勧告制度の廃止等

⑴　一般職の地方公務員（団結権を制限される職員等を除く。）への協約締結権の付与に伴い、勤務条件等に係る地方公共団体の議会及び長に対する人事委員会の勧告制度を廃止する。
⑵　人事委員会は、給与改定の円滑な実施に資するため、職員及び民間事業の従事者の給与について、随時、他の人事委員会と緊密に連携して調査研究を行い、その結果を公表するものとする。
⑶　人事委員会の権限のうち、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見具申及び人事行政の運営に関する勧告について、職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲に限定するとともに、職員に対する給与の支払の監理の事務を行わないこととする。
⑷　人事委員会による人事評価の実施に関する勧告制度を廃止する。
⑸　団結権が制限される職員の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与される職員の勤務条件との均衡を考慮して定める。
⑹　一般職の地方公務員の組織する労働組合の組織等について定めることとしたことに伴い、職員団体の制度を廃止する。

２　消防職員の団結権の制限撤廃

⑴　消防職員の団結権の制限を撤廃し、他の職員と同様の扱いとする（協約締結権も付与）。（※法施行の一年後から。）
⑵　⑴に伴い、消防職員委員会制度は廃止する（消防組織法の改正）。

３　人事行政の公正の確保

職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないことを地方公務員法に明記する。

４　その他の改正

⑴　自律的労使関係制度を措置することに伴い、公立学校の職員の労働組合に係る特例を設けるため、教育公務員特例法の改正を行う。

⑵　都道府県労働委員会が一般職の地方公務員に係る労働組合の認証、不当労働行為事件の審査、あっせん・調停・仲裁等の事務を所掌することに伴い、都道府県労働委員会の委員等について必要な体制を整備するため、労働組合法の改正を行う。

⑶　中央労働委員会が一定の事務を処理する場合には、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員及び国家公務員担当労働者委員のみが参与することとすることに伴い、地方公営企業等の労働関係に関する法律の改正を行う。

⑷　自律的労使関係制度を措置することに伴い、地方公務員の労働組合の法人格の取得等に関し、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の改正を行う。

Ⅱ　施行期日等

公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、Ⅰの２は、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日から施行する。

地方公務員の労働関係に関する法律案の概要

地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与し、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

Ⅰ　労働組合

１　労働組合の組織

⑴　労働組合は、職員（一般職の地方公務員。ただし、（ア）警察職員（施行から一年間は消防職員も。）、（イ）地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等（範囲は都道府県労働委員会が認定して告示する。）、（ウ）地方公営企業又は特定地方独立行政法人に勤務する一般職地方公務員を除く。）が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体とする。

⑵　職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

⑶　管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の労働組合を組織することができない。管理職員等の範囲は都道府県労働委員会が認定して告示する。

２　労働組合の認証

⑴　労働組合は、申請書に規約を添えて都道府県労働委員会に認証を申請することができる。

（認証の要件）

- 労働組合の規約に、名称、主たる事務所、組合員の範囲、役員、会議、投票、経費及び会計等の必要な事項が記載され、会計報告は、公認会計士又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。
- 規約の作成等重要な行為が組合員全員の過半数で決定されること。
- 一の地方公共団体に属する職員が全ての組合員の過半数を占めること。

⑵　都道府県労働委員会は、認証を申請した労働組合が要件に適合するときは、当該労働組合を認証し、その名称、主たる事務所の所在地等を告示しなければならない。

⑶　認証された労働組合が労働組合でなくなったとき、認証の要件に適合しない事実があったとき等は、都道府県労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

３　労働組合のための職員の行為の制限

⑴　職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、職員は、任命権者の許可を受けて、認証された労働組合（認証をされていない連合体である労働組合であって、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。）の役員として専従できる（休職者とし無給）。

⑵　職員は、給与を受けながら、労働組合のためその業務を行い、又は活動してはならない。ただし、認証された労働組合の業務に専ら従事する場合以外の場合であって条例で定める場合には、この限りでない。

Ⅱ　団体交渉

１　団体交渉の範囲

⑴　地方公共団体の当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

①　職員の給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

②　職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項

③　職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項

④　①～③に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項

⑤　団体交渉の手続その他の労働組合と地方公共団体の当局との間の労使関係に関する事項

⑵　地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

２　団体交渉を行う地方公共団体の当局

団体交渉を行うことができる地方公共団体の当局を定める。

（例）

○　勤務条件に関する事項のうち、条例、規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を要するもの　⇒　当該事項に係る事務を所掌する地方公共団体の長等

○　勤務条件に関する事項のうち、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の長等の定める規程に基づき地方公共団体の長又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁が定めるもの　⇒　当該勤務条件を定めることができる地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁

３　団体交渉の手続等

⑴　予備交渉の実施、団体交渉の打切り、勤務時間中の適法な団体交渉の実施等を規定する。
⑵　職員は、勤務時間中の適法な団体交渉への参加について任命権者の許可を受けなければならない。任命権者は、地方公共団体の行政の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。
⑶　地方公共団体の当局は、団体交渉の議事の概要を、インターネット等により速やかに公表する。

Ⅲ　団体協約

１　団体協約の範囲

認証された労働組合と地方公共団体の当局が団体協約を締結することができる事項は、上記Ⅱの１の⑴のとおりとする。

２　団体協約を締結する地方公共団体の当局

⑴　団体交渉を行う者と同一の者が団体協約を締結する。
⑵　条例の制定又は改廃を要する事項について地方公共団体の長でない者が団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ地方公共団体の長の同意を要する。

３　団体協約の効力の発生等

⑴　認証された労働組合と地方公共団体の当局との間の団体協約は、書面をもって作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。
⑵　地方公共団体の当局は、団体協約の内容を、インターネット等により速やかに公表する。

４　団体協約の締結に伴う実施義務

団体協約の締結によって実施義務を負う者及び実施義務の内容を定める。
（例）
○　勤務条件に関する事項のうち、条例の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、地方公共団体の長に団体協約の内容を適切に反映させた条例の制定又は改廃に係る議案を地方公共団体の議会に付議して、その議決を求めることを義務付ける。

○　勤務条件に関する事項のうち、地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、地方公共団体の長等に団体協約の内容を適切に反映させた地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を義務付ける。

○　勤務条件に関する事項のうち、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の長等の定める規程に基づき地方公共団体の長又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁が定めるものについて団体協約が締結されたときは、当該勤務条件を定めることができる地方公共団体の長等又はその委任を受けた地方公務員若しくは当該地方公共団体の長等の管理に属する行政庁に団体協約の内容を適切に反映させた勤務条件の決定又は変更を義務付ける。

５　団体協約の失効

⑴　団体協約の内容を反映させるための条例の制定改廃に係る議案が付議された議会の会期中に、当該条例の制定改廃がされなかった場合（閉会中審査に付された場合を除く。）及び団体協約を締結した労働組合の認証が取り消された場合には、団体協約は失効する。

⑵　団体協約の内容を反映させるための条例の制定改廃に係る議案が、議会において修正されて議決された場合は、条例と抵触する範囲において、団体協約は失効する。

Ⅳ　不当労働行為

１　不当労働行為の禁止

労働組合の組合員であること等を理由として職員に対して不利益な取扱いをすること、認証された労働組合との団体交渉を正当な理由がなく拒否すること、労働組合の運営等に対して支配介入・経費援助をすること等の行為を禁止する。

２　不当労働行為事件の審査の手続等

⑴　認証された労働組合、認証された労働組合の組合員である職員等は、労働委員会（中央労働委員会及び都道府県労働委員会）に対し、地方公共団体の当局が不当労働行為の禁止規定に違反した旨の申立てをすることができる。

⑵　中央労働委員会は、公益委員五人又は国家公務員担当公益委員（重要な事件等の場合は公益委員全員）をもって構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせることができる。

⑶　都道府県労働委員会は、公益委員全員をもって構成する合議体（重要な事件等の場

合を除き、条例で定めるところにより公益委員五人又は七人をもって構成する合議体も可）に、不当労働行為事件の審査を行わせるものとする。

⑷　中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、調査・審問手続等を行わせることができる。

⑸　労働委員会は、認定した事実に基づき、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（救済命令等）を発する。また、労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

Ⅴ　あっせん、調停及び仲裁

１　労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁

⑴　認証された労働組合と地方公共団体の当局（関係当事者）との間に発生した紛争であって団体協約を締結することができる事項に係るものについて、労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設ける。

⑵①　あっせんは、あっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから会長が指名するあっせん員又は労働委員会の同意を得て会長が委嘱するあっせん員により行われる。

②　調停は、公益を代表する調停委員（公益委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから会長が指名）、地方公共団体の当局を代表する調停委員（使用者委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当使用者委員）又は地方公共団体の当局を代表する特別調整委員のうちから会長が指名）及び職員を代表する調停委員（労働者委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当労働者委員）又は職員を代表する特別調整委員のうちから会長が指名）により組織される調停委員会により行われる。

③　仲裁は、公益委員（中央労働委員会にあっては国家公務員担当公益委員）又は公益を代表する特別調整委員のうちから会長が指名する三人以上の奇数の仲裁委員により組織される仲裁委員会により行われる。

⑶　あっせんは関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、また、調停及び仲裁は関係当事者の双方の同意に基づく申請のほか、関係当事者の一方の申請、労働委員会の職権、地方公共団体の長（地方公共団体の当局が関係当事者の一方である場合に限る。）が公益上特に必要があると認める場合における請求により開始される。

２　仲裁裁定の効力

⑴　仲裁裁定のあったときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなす。

⑵　条例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の長等の定める規程の制定改廃を要する等の内容の仲裁裁定について、団体協約と同様の実施義務を課す。

Ⅵ　施行期日等

一部の規定を除いて、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。